

(別添3)

令和7年度 BTR 作成に向けた GOSAT による GHG 排出量推計技術を用いた

国別 GHG インベントリ排出量報告作成支援委託業務に関する企画書等審査基準及び採点表

企画書 作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する 理解度 (様式 A)	業務に対する理解度	衛星観測技術を活用した温室効果ガス排出量の推計に関する専門的知見の有無と理解度を評価する。また、推計精度向上の技術高度化及びその評価の基本方針が的確であるかを評価する。	5		
実施方法等の 提案 (様式 B)	1) 新規被検証国の選定と MOU 締結に向けた交渉の実施(2.業務の骨子(1))	業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等について有効性、具体性、実現可能性、妥当性等を評価する。	10	40	
	2) 被検証国の 2026 年 BTR 作成支援(2.業務の骨子(2))	業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等について有効性、具体性、実現可能性、妥当性等を評価する。	10		
	3) 新たな吸収源に対する衛星観測データを用いた GHG 吸収排出量推計の検討(2.業務の骨子(3))	業務の実施内容・方法、成果をあげる手法等について有効性、具体性、実現可能性、妥当性等を評価する。	10		
	4) 情報公開の支援(2.業務の骨子(4))	情報公開や広報活動の内容、実施時期及びその対象(国内、国外、一般、行政、研究者等)等について有効性、具体性、実現可能性、妥当性等を評価する。	5		
	5) 有識者会合の開催及び運営(2.業務の骨子(5))	有識者会合の議論の進め方、会議運営の方針について、有効性、具体性、実現可能性、妥当性等を評価する。また、有識者会合の委員候補者、選定理由等について妥当性等を評価する。	5		
業務実施フロー (様式 C)	業務遂行の確実性	業務全般を効率的に実施し、各仕様書項目について効果的なスケジュールで実施できるかを評価する。	5		
管理技術者 (様式 D - 1)	技術力	専門技術者の経験等	衛星観測技術を活用した温室効果ガス排出量の推計に係る業務の経験があるかどうかを評価する(ある場合を「可」(1点)とし、具体的な経験等に応じて加点する)。	5	10
	専任性	手持ち業務量	令和7年1月27日現在の手持ち業務量が10件以上を0点とする。	5	
業務従事者 (様式 D - 2)	配置、役割分担等	業務内容ごとの業務従事者の配置、役割分担が適切かを評価する。外部研究機関等との連携がある場合(予定を含む)、役割分担を明示し、業務実施体制図に記載すること。	5		
業務実績 (様式 E)	過去5年間に従事した衛星観測を活用した温室効果ガス排出量の推計に係る業務の実績	左記業務実績が2件以上あれば1点とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する。	5		
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	令和7～令和9年度提案内容に対する価格の妥当性		5	10	
	積算内訳の妥当性		5		
組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況(様式 F)	2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。		5	10	
	デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取組状況を記載すること。		5		

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況(様式G)	事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5		
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 (様式H)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(1) 5点 ・えるぼし3段階目(2) 4点 ・えるぼし2段階目(2) 3点 ・えるぼし1段階目(2) 2点 ・行動計画(3) 1点 1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準 4) 3点 ・くるみん認定(旧基準 5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) 5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点	5		
合計			100	

注) 1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	
・秀	5点	}	×2
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		